

年金ミニ知識

問い合わせ 戸籍・年金担当
☎ 76-2151 内線 222、223

前納でおトクな割引を

国民年金保険料は、お支払い方法によって割引があるのをご存知ですか。

①納付書又はクレジットカードで前納された場合

前納区分	割引額
1年分前納	1年分で3,320円
6カ月分前納	6カ月分で760円

②口座振替で前納された場合

前納区分	割引額
2年分前納	2年分で15,360円
1年分前納	1年分で3,920円
6カ月分前納	6カ月分で1,060円

③毎月（早割）だと50円の割引額に！

（納付期限よりも1ヶ月早く口座振替）

①②の割引額は、平成27年度の額です。

平成28年度の割引額はまだ未定です。

※また、6カ月分前納は上期（4～9月分）

下期（10～翌年3月分）となります。

国民年金保険料の前納には、事前の申し込みが必要です。なお「1・2年分前納」と「上期6カ月分前納（4～9月分）」の申し込み期日は2月末です！

＝前納のお申し込み・お問合せ先＝

北見年金事務所 国民年金課

☎ 0157-25-9635

「都市交通マスタープラン」の策定に向けて ご意見を募集いたします

北海道では、北見網走都市圏（北見市、網走市、美幌町、津別町、訓子府町、置戸町、大空町の2市5町）と協働のもと、圏域における将来の交通のあり方を示す「都市交通マスタープラン」の策定に向けて、関係機関、関係市町等と共に検討を重ね、「都市交通マスタープラン」の素案を作成しました。

そこで、津別町にお住まいの皆様からのご意見を本マスタープラン策定の参考とさせていただきたいことから、皆様からのご意見を募集いたします。

○意見募集期間

2月15日（月）から3月15日（火） ※必着

○資料の入手方法等

素案、意見書の提出先及び提出方法などの資料については、意見募集期間中に北海道のホームページ

(http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/koutsuu_mp.htm)

に掲載される他、次の場所での閲覧及び配布を行います。

- ・津別町建設課道路車両グループ
- ・オホーツク総合振興局行政情報コーナー
- ・北海道建設部まちづくり局都市計画課区域・施設グループ（道庁10階）
- ・北海道行政情報センター（道庁別館3階）

問い合わせ先 建設課道路車両グループ

☎ 76-2151（内線251）

「男の料理教室」を開催します

今年度の「男の料理教室」は、2月～3月にかけて全3回の日程で開催いたします。

料理の苦手な方や、全く包丁を握ったことのない方でも大丈夫！ この機会にお馴染みのメニューに挑戦してみましょう。

対象者 町内に在住している60歳以上の男性の方（一人暮らし・2世帯等、世帯の状況は問いません）

参加費 1回300円

講師 津別町役場 土井ゆかり栄養士

《開催日時と予定しているメニュー》

第1回目 2月24日（水）10時～ 豚汁 他

第2回目 3月2日（水）10時～ 唐揚げ 他

第3回目 3月9日（水）10時～ 鮭のちゃんちゃん焼き 他

会場 町民会館

※いずれか都合のつく日、もしくは挑戦してみたいメニューの日だけの参加もOKです。

申し込みは各回1週間前まで

をお願いいたします。



申し込み・問い合わせ先

津別町社会福祉協議会 ☎ 76-1161

まちづくりフォーラム 地域おこし

『住み続けたい町つべつ』

2月17日（水） 午後6時～
中央公民館 講堂

《第1部》

基調講演

講師 田口一博氏

（新潟県立大学

国際地域学部准教授）



《第2部》

パネルディスカッション

町内の各種団体の方々にパネラーをお願いし、『住み続けたい町つべつ』をテーマに、町の活性化や子育て、まちづくりに関する課題などについて、率直な思いをディスカッション形式で意見交換します。

◆多くの皆様のご来場をお待ちしています◆

主催 津別町議会

問い合わせ先

議会事務局 ☎ 76-2151（内線265）

消防団員募集



津別消防団では、消防団員を募集しています。津別で暮らすあなただからこそ、地域防災の担い手として活動してみませんか？

○活動の内容は？

消火活動はもちろん、地震や風水害など大規模災害時の救助・救出等に当たります。また、平常時は各種訓練や予防活動を行っています。

○消防団とは？

市町村に設置される公の機関で、消防署と連携して活動します。

○消防団員の立場は？

消防団員は権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員です。

○入団資格は？

・津別町に居住している人
・年齢18歳以上の心身ともに健康な人

○まずはお電話を！

津別消防署 ☎ 76-2189

※知り合いに消防団員がいれば気軽にたずねてください。



屋根から落ちる雪や氷による 危険防止対策のお願い

屋根に積もった雪や氷、つららなどが落ちることで、歩行者がケガなどをしないよう次のような対策をお願いいたします。気温の高い日は、特に注意してください。

- 1、屋根の雪や氷、つららなどが道路に落ちる構造の建物には、事故を防ぐため丈夫な滑り止めなどを付けるようにしてください。
- 2、雪の滑り止めがあっても、強さが足りなかったり、針金などがさびついたりして落ちることもあるので、必ず点検して、悪いところは修繕してください。
- 3、屋根の雪や氷、つららなどは、気温が急に上昇したとき、特にマイナス3度からプラス3度位になったときに落ちやすくなります。歩行者や遊んでいる子供たちに注意すると共に、早めに雪や氷、つららなどを落とすようにしてください。
- 4、突出看板などからの落水雪は、少しでも危険です。付着した雪や氷は、こまめに取り除くようにしてください。
- 5、歩行者や車の通行に支障となりますので、屋根などの敷地内の雪は絶対に道路へ出さないでください。
- 6、軒下を通行するときは、屋根からの落水雪に十分注意するようにしてください。
- 7、軒下や道路では、絶対に子供を遊ばせないようにしてください。

問い合わせ先

建設課道路車両グループ
☎ 76-2151（内線251）

